

2020年（令和2年）9月16日

北区役所 福祉事務所長 殿

第二東京弁護士会

会長 岡田理樹

## 要 望 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人A氏からの人権救済申立事件について、貴所に対し、下記のとおり要望します。

### 要 望 の 趣 旨

相手方担当ケースワーカーが生活保護受給者であった申立人に対し電話にて「どうせ生き恥晒してんだから、もういいじゃん、パジャマでおいでよ」と発言した事実について人権侵害の事実を認める。相手方においては、生活保護受給者の人格を尊重し適切に対応すること、本件を踏まえ再発防止策をとることを要望する。

### 要 望 の 理 由

#### 1 認定した事実の概要

申立人が担当ケースワーカーとの通話を録音していたため、同録音データから、申立人主張の担当ケースワーカーの発言「どうせ生き恥晒してんだから、もういいじゃん。もう、パジャマでおいでよ。」を認定することができる。

#### 2 判断

生き恥を晒すとは、生きていることが恥だと見なされるさまを表現する言葉であり、担当ケースワーカーの当該発言は、生活保護の受給を生き恥と捉えることができる発言である。

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障し（憲法25条）、その

自立を助長する制度であり、その制度を担う福祉事務所の職員が、「生き恥」と生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活の保障を否定する発言をすることは、生活保護受給者をして、その受給を萎縮させる結果につながりかねず、申立人の態度等を最大限に斟酌しても、許容できない発言である。

また「パジャマでおいでよ」という発言について、パジャマが屋外で着用する衣服として不適切な服であることは一見して明らかであり、申立人が常識を逸した服を着用することに値すると解釈でき、人格を侵害する発言である。

「生き恥」を晒すという発言と「パジャマでおいでよ」という発言は一連の流れとして発せられた発言であり一体として捉えることができるところ、かかる担当ケースワーカーの当該発言は、社会生活上受忍すべき限度を超えて申立人を侮辱し、名誉感情を侵害する内容であるから、人格的利益を侵害したといえ、人権侵害性が認められる。

本件担当ケースワーカーの発言が系統的・継続的に発せられたとしようかえないうことを考慮すると、区に教育的指導を求める趣旨で、要望の趣旨の通り要望する。

以上